

～領事・旅券手数料の改定～

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

当館管轄国にお住まいの皆様及び旅行者の皆様へ

財務大臣が定める外国貨幣換算率の改正に伴い、4月1日以降、旅券法および外務省令に基づく領事・旅券手数料が以下のとおり改定されます。

主な領事・旅券手数料は以下のとおりです。

(単位：トリニダード・トバゴ・ドル)

旅券

10年旅券：1000 ドル

5年有効旅券：690 ドル

5年有効旅券（12歳未満）：375 ドル

記載事項変更旅券：375 ドル

査証欄の増補：155 ドル

帰国のための渡航書：155 ドル

証明書

在留証明（和文）：75 ドル

署名証明：105 ドル

戸籍記載事項証明（出生証明、婚姻証明等）：75 ドル

翻訳証明：275 ドル

運転免許証抜粋証明：130 ドル

査証

一般入国査証：190 ドル

数次入国査証：375 ドル

通過査証：45 ドル

※平成31年3月31日までに申請のあった旅券・査証および証明書については、交付が4月1日以降であっても、平成30年度の手数料が適用されますので、あらかじめご留意ください。

※査証手数料は、渡航者の国籍や渡航目的等により増額、減額または免除される場合があります。

※在トリニダード・トバゴ日本国大使館が、アンティグア・バーブーダ、ガイアナ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネーヴィス、スリナム、ドミニカ国、セントルシア及びグレナダを兼轄

Embassy of Japan in Trinidad and Tobago

5 Hayes Street、 St. Clair、 Port of Spain

Trinidad and Tobago、 W. I. (P. O. Box 1039)

電話：(国番号 1-868) 628-5991

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail : ryouji@po.mofa.go.jp

★外務省海外安全ホームページでは、海外における安全対策としての注意事項をまとめた各種資料を公開していますので、皆様の海外安全対策にお役立てください。

<海外安全虎の巻>

http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/tora_2016.pdf

<海外赴任者のための安全対策小説本>

<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/overseas2013.pdf>

<海外における脅迫・誘拐対策 Q&A>

<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/kyohaku2013.pdf>

★万が一、犯罪被害に遭われた際は、当館領事・警備班までご連絡ください。

★在留届はインターネット上で提出することができます。転居等により連絡先が変更になった、あるいは帰国する場合にもインターネット上で手続きできます。（「たびレジ」も併せてご参照ください。）

<「在留届電子届出システム」、「たびレジ」> <http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

★「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL : https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete__